

平成 31 年 4 月 9 日

老健局振興課
課長補佐 殿

人材開発統括官付若年者・キャリア形成担当支援室
職業能力開発指導官

特定一般教育訓練の指定基準の新設について
(介護支援専門員養成研修等、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修関係)

厚生労働省では、働く方等の主体的な能力開発の取組又はキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給するなどの支援を行うことにより雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、教育訓練給付を支給しているところ

です。
雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 19 号）が平成 31 年 3 月 8 日付で公布され、また、雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 86 号）が平成 31 年 3 月 22 日付で公布され、当該改正に伴い、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するものとして、特定一般教育訓練の指定基準を新設いたしました。

これに伴い、厚生労働省人材開発統括官の定める公的職業資格のうち業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の取得を訓練目標とする養成課程に準ずるものとして介護支援専門員養成研修等、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修が、平成 31 年 10 月 1 日の講座指定から特定一般教育訓練給付の対象となります。

については、貴職におかれては、教育訓練給付制度の趣旨を勘案の上、所管する教育訓練施設に対し、本制度の創設に係る積極的な周知をよろしくお願いいたします。また、当室における今後の特定一般教育訓練給付対象講座の指定に当たり、当該研修等に係る情報提供等について、引き続き貴職からの協力を頂きますよう併せてお願いいたします。

記

第 1 特定一般教育訓練給付金の概要

「人づくり革命基本構想（平成 30 年 6 月人生 100 年時代構想会議決定）」等において「IT スキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に給付率を 2 割から 4 割に

倍増する」とされたことを踏まえ、平成 31 年 3 月の雇用保険法施行規則改正により、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する講座（以下「特定一般教育訓練」という。）を受ける場合には教育訓練経費の 4 割（上限 20 万円）が支給されることとなりました（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）（平成 31 年 10 月 1 日施行）。

第 2 特定一般教育訓練に係る指定基準（介護支援専門員養成研修等、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修関係）の主な内容

1 内容及び期間

教育訓練の内容及び期間は、次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 当該教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであり、かつ、当該訓練内容及び訓練期間が、次のいずれにも該当するものであること。

① （略）

② 特定一般教育訓練については、次のいずれかに該当するものであること。

ア （略）

イ 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の養成課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程

- a 公的職業資格のうち業務独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格をいう。以下同じ。）、名称独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格をいう。以下同じ。）若しくは必置資格（業務独占資格及び名称独占資格以外のものであって、法令の規定により当該資格を有する者を業務のために使用される場所等に配置することが義務付けられている資格をいう。以下同じ。）の取得を訓練目標とする養成課程又は公的職業資格のうち業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の取得を訓練目標とする課程であること。

また、養成課程については、事前に、国又は地方公共団体の指定等を受けていることが必要であり、国又は地方公共団体の指定書等の写し等で確認できること。

なお、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するものとして、公的職業資格のうち業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の取得を訓練目標とする養成課程に準ずる次のいずれかに該当するものも含む。

- (a) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 69 条の 2 第 1 項に定める介護支援専門員実務研修、同法第 69 条の 7 第 2 項の厚生労働省令で定めるところにより行う研修、同法第 69 条の 8 第 2 項本文に定める更新研修、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に定める主任介護支援専門員研修及び同項第 2 号に定める主任介護支援専門員更新研修
- (b) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項第 1 号イ及び

ロに定める研修

(c) (略)

(d) (略)

b (略)

(イ)～(エ) (略)

ウ 次に掲げる訓練内容の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものであること。ただし、養成課程については、3年以内とし、かつ、訓練の期間及び時間の下限を適用しないものであること。

(ア) 通学制 訓練期間が1月以上1年以内であり、かつ、受講時間が50時間以上(②イ(ウ)に定める課程にあっては、当該受講時間が30時間以上)であること。

(イ) 通信制 訓練期間が3月以上1年以内であること。

2 実績

教育訓練の実績が、次のいずれにも該当するものであること。

(1)～(3) (略)

(4) 特定一般教育訓練については、次のいずれかに該当するものであること。

① 1(1)②イ(ア)(イ)(ウ)に該当する教育訓練(業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の養成課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程、情報通信技術に関する資格のうち高度情報通信技術資格及び実践的情報通信技術資格の取得を目標とした課程並びにITパスポート試験の合格を訓練目標とする課程)については、目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

具体的には、指定申請日前日までの当該教育訓練における前年度の修了者に係る～(略)～入講者に占める就職・在職率(前年度の修了者のうち特定一般教育訓練給付の受給者又は前年度の修了者に係る入講者に占める就職者及び在職者の割合をいう。なお、受給者又は入講者に長期履修生がいる場合には、その者を除いた者を受給者又は入講者とする)が80%以上であること。

② (略)

3 教育訓練実施者が実施することとなる特定一般教育訓練の指定に伴う事務

(1) 特定一般教育訓練に係る給付金の支給を受けようとする者に対し、当該特定一般教育訓練の受講前に、教育訓練給付金受給資格者証が交付されているか確認すること。

(2) 特定一般教育訓練修了証明書、領収書等を適正に発行すること。

(3) 教育訓練給付金支給申請書を受講者に交付するとともに、教育訓練給付金の公共職業安定所への支給申請方法及び申請期限を周知すること。

(4) その他受講者の本人確認、受講状況等の進捗管理等教育訓練給付制度の適正な運営に必要な事務等を実施すること。

4 適用日等

(1) 適用日

指定基準は、平成31年10月1日から適用すること。

第3 指定手続

1 指定日等

特定一般教育訓練の指定は、4月1日及び10月1日の年2回行われ、指定の有効期間は3年間であること。

2 指定の申請

(1) 申請に必要な書類等

「教育訓練給付制度（特定一般教育訓練）の講座指定を希望される方へ（教育訓練施設向けパンフレット）」及び申請書類の様式等を厚生労働省ホームページからダウンロードし、特定一般教育訓練実施状況調査票等の申請書類を作成の上、提出すること。

(2) 申請書類の提出先

中央職業能力開発協会 能力開発支援部キャリアアップ支援課
〒160-8327 新宿区西新宿 7-5-25 西新宿プライムスクエア
(電話03-6758-2828・2824)

(3) 申請受付期間

① 平成31年10月1日指定分

平成31年4月8日（月）～平成31年5月17日（金）

② 平成32年4月1日指定分

平成31年10月上旬～平成31年11月上旬（予定）

(4) 指定可否結果の通知

① 平成31年10月1日指定分

平成31年7月下旬～8月上旬発送（予定）

② 平成32年4月1日指定分

平成32年1月下旬～2月上旬発送（予定）

【指定基準に係る問い合わせ先】

厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室
中長期的キャリア形成支援係
電話03-5253-1111（内線5390・5398）